

海外療養費を申請される方へ

【海外療養費を申請する際に必要なもの】

- ・ 診療内容の明細書
- ・ 診療内容の明細書の翻訳文
- ・ 領収明細書
- ・ 領収明細書の翻訳文
- ・ 領収書の原本
- ・ 田村市国民健康保険療養費申請(海外療養費)に伴う調査に関わる同意書
- ・ パスポート（氏名等記載欄と渡航記録のページを確認します。）
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑（認印可）
- ・ 世帯主名義の預金通帳

【申請時効】

医療費を支払ってから2年間。

【翻訳文について】

翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号を記載し、押印をしてもらってください。

【注意事項】

- ・ 診療日当時に田村市国民健康保険の資格がある方が対象です。
- ・ 「診療内容の明細書」「領収明細書」は、個人ごと医療機関ごと診療月ごとに書いてもらってください。
- ・ 支給対象となるのは、日本で認められている保険診療のみになります。
- ・ 臓器移植など治療目的で海外に渡航した場合は支給対象になりません。